

インターネット施設予約システム

有効期限更新等の手続きについて

スポーツ施設・学校施設対象

作成：2024年 1月

アカデミー推進部スポーツ振興課

1 ～はじめに～

2022年1月よりインターネット施設予約システム(以下、「施設予約システム」という。)は、現在のシステムにリニューアルいたしました。それに伴い、施設利用資格に2年間の有効期限が付与されることとなりました。


区立スポーツ施設では有効期限の更新手続きの際に、各利用者様の施設利用登録要件も併せて確認させていただきようをお願いしております。

区立スポーツ施設における有効期限更新の手続き等の詳細につきましては、以下のとおりご案内いたしますので、ご確認ください。

学校施設をご利用の場合は、3ページその他までお進みください。

2 ～有効期限について～

施設予約システム内でも既に周知しているとおり、有効期限の2か月前から更新の手続きが可能です。なお、有効期限の確認方法については、施設予約システムの画面右上に表示されております。

有効期限は、利用登録時に発行している利用者カードにも記載されております。

※施設予約システムがリニューアルされる以前から施設をご利用されており、その後に代表者変更等が発生せず、利用者カードを再発行していない(旧システムの利用者カードを所持している)場合は、有効期限の記載がございません。

3 ～有効期限更新手続きに必要な書類について～

更新時に必要な書類は以下のとおりです。

- ①施設予約システム利用者カード
 - ②団体構成員名簿(テニスコート個人登録の利用者を除く)
 - ③代表者及び構成員の身分証明書(写し可)
- ※改めて、利用登録申請書の提出をお願いする場合がございます。

利用登録要件を再度確認させていただくため、団体利用者については、**団体構成員名簿のご提出と構成員の身分証明書確認のご協力をお願いしています。**

👉ご提出いただいた団体構成員名簿と比較し、利用実態と乖離がある場合は、利用登録が取消しになる場合がございます。

👉手続き時に確認させていただく身分証明書は、以下のいずれかをご提示ください。
なお、利用代表者については文京区在住・在勤・在学の証明が必要となります(屋外スポーツ一般団体を除く)。

- ・免許証
- ・パスポート
- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証
- ・在勤証明書
- ・社員証※
- ・学生証※

※実際に勤務している事業所、通学している学校の住所記載がない場合は、施設へご相談ください。

上記証明書をお持ちでない場合は、手続きを行う施設へご相談ください。

なお、身分証明書については、確認完了後、速やかに返却いたします(写しも同様)。

👉各スポーツ施設における、**団体登録に必要な人数分の身分証明書をご提示ください。**必要人数は競技や利用施設により異なりますので、ご利用の施設へお問い合わせください。

👉優先団体や一般団体のような登録区分によっても、要件が異なります。**優先団体やテニス利用団体として更新する場合は、構成員の区内在住・在勤の証明が必要となります。**現在の登録状態をご確認のうえ、登録要件が不明であれば、ご利用の施設へお問い合わせください。

👉提出いただいた資料の確認に、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

4 ～有効期限更新の手続き場所について～

利用者カードに記載のある、変更受付施設(旧利用者カードでは「ホームグラウンド」と記載、以下、「変更受付施設」という。)にて、更新手続きを行うことができます。

変更受付施設がスポーツ施設に設定されている場合は、「3～有効期限更新手続きに必要な書類について～」を確認の上、お手続きをお願いいたします。

変更受付施設がスポーツ施設以外に設定されている場合、該当施設にて、利用者カードの提出と代表者の身分証明書をご提示いただければ、更新手続きをすることができます。ただし、**利用しているスポーツ施設にて、別途団体構成員名簿と構成員の身分証明書のご提示が必要となります。**

変更受付施設の変更を希望される場合は、利用しているスポーツ施設へお問い合わせください。

📍変更受付施設は有効期限更新のほか、代表者変更等の手続きを行う施設でもあります。

📍変更受付施設は利用者カードに記載されております。それ以外に利用している施設へお問い合わせいただくか、予約システムにて以下の手順でも確認することができます。

・ホーム(トップ)画面>利用者情報メニュー>登録済利用者情報の確認

その他…学校施設を使用している方々へ

○学校施設のみ使用している団体

・変更受付施設に設定されているスポーツ施設にて、代表者の身分証明書の確認及び、団体構成員名簿のご提出をお願いいたします。

また、文化施設を同時に利用している場合でも、上記手続きで更新は完了いたします。


→(次ページに続きます。)

○学校施設及びスポーツ施設を利用している場合

・双方とも利用している団体構成員が同一であれば、ご提出いただく名簿は一部のみです。

ただ、**団体構成員が異なる場合は**、その部分について**追加の名簿をご提出ください**。

なお、構成員の身分証明書の確認はスポーツ施設のみで実施いたします。

 スポーツ施設以外が変更手続受付施設に設定されている場合、利用者カードの提出と代表者の身分証明書をご提示いただき、有効期限更新の手続きすることができます。

しかし、当初学校利用登録の手続きをしたスポーツ施設にて、利用登録要件の確認のため、別途団体構成員名簿と身分証明書のご提示が必要となります。

5 ～問合せ先～

○文京スポーツセンター(竹早テニスコート) TEL:03-3944-2271

○文京総合体育館 TEL:03-3814-4271

○文京江戸川橋体育館 TEL:03-3945-4008

○小石川運動場(後楽公園少年野球場) TEL:03-3811-4507

○六義公園運動場 TEL:03-3947-4438

○アカデミー推進部スポーツ振興課 TEL:03-5803-1850